

海南病院 共同利用規程

愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院

平成 28 年 11 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、海南病院と地域の医療機関との連携推進、ならびに地域全体の医療の質の向上を図るため、地域の医療機関が、海南病院の有する病院機能の一部を診療・研修を目的として利用（以下「共同利用」という。）するにあたり必要な事項を定める。

(利用対象者)

第 2 条 海南病院の連携病院、連携登録医、および当院と医療連携を行うその他の医療機関等の医療従事者とする。

(共同利用の対象)

第 3 条 共同利用の対象を以下のとおり定める。

- ①診療および検査に必要な医療機器
- ②研修会、症例検討会等への参加
- ③共同利用病床
- ④図書室
- ⑤諸記録の閲覧
- ⑥情報提供

(責任者・事務局)

第 4 条 共同利用にかかる責任者は地域連携部長とする。

- 2 共同利用にかかる事務局を地域医療連携課におく。

(その他)

第 5 条 この規程の適用について疑義のあるときは、病院長が決定する。

付 則

- 1 この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。